

法務省民二第398号

平成29年8月15日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長
法務省民事局商事課長

租税特別措置法第80条第3項の規定に基づく登録免許税の軽減に係る証明書の様式について（依命通知）

標記について、別紙甲号のとおり農林水産省大臣官房総括審議官から民事局長宛て照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

29政第243号
平成29年7月28日

法務省民事局長 殿

農林水産省大臣官房総括審議官

租税特別措置法第80条第3項の規定に基づく登録免許税の軽減
に係る証明書の様式について（照会）

農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）の施行に伴い、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第80条第3項に規定する認定事業再編計画に基づき行う登記の税率の軽減に係る主務大臣の証明書の様式を別添1及び2のとおりとしたいので、登記手続上差し支えないか照会します。差し支えなければ、その旨貴下法務局及び地方法務局に対し周知方お取り計らい願います。

なお、農業競争力強化支援法に係る本様式に基づく証明を行う主務大臣は、農林水産大臣又は経済産業大臣（連名となる場合もある）であるので、念のため申し添えます。

(別添1)

様式第一

租税特別措置法適用証明申請書
(租税特別措置法第80条第3項第1号から第3号までに掲げる事項の場合)

年 月 日

主務大臣 名 殿

本 店
商 号
代表者の資格及び氏名

印 (注1)

下記事項が租税特別措置法第80条第3項第○号に該当するものであることにつき、同法施行規則第30条の2第5項の規定による証明を受けたいので、下記の通り申請します。

記

1. 登記申請人 (注2)
2. 登記事項の内容 (注3)
別紙1のとおり
3. 登記予定年月日
年 月 日
4. 租税特別措置法第80条第3項に規定する農業競争力強化支援法第18条第1項(変更の認定の場合には、農業競争力強化支援法第19条第1項)の認定年月日
年 月 日
5. 認定事業再編計画中登記事項の該当する箇所 (注4)
6. 認定事業再編計画において登記申請人が既に行った登記事項の内容 (注5)
別紙2のとおり

(奥書)

上記事項は、租税特別措置法第80条第3項第○号に該当するものであることを証明します。

番 号
年 月 日
主務大臣 名 印

登記事項の内容

| 登記事項の内容 (a) | 設立する会社の資本金の額又は増加する資本金の額 (円) |
|----------------|--|
| | (b) |
| | うち軽減の対象となる純増部分の資本金の額 (円) ※3,000億円を上限とする (c) |
| | (合併の場合のみ) うち軽減の対象となる消滅会社の合併直前における資本金の額 (円) (d) |

認定事業再編計画において登記申請人が既に行った登記事項の内容

| 登記年月日 (a) | 登記事項の内容 (b) | 設立する会社の資本金の額又は増加する資本金の額 (円) (c) | うち純増部分の資本金の額 (円) (d) |
|---------------|----------------|------------------------------------|-------------------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合計額 (純増部分の登記) | | | |

(備考)

1. 記名押印については、氏名を自署とする場合、押印を省略できる。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

- (注1) 申請者である会社の本店所在地及び商号並びに代表者の資格及び氏名を記載し、押印する。
なお、会社の設立の場合（新設合併、新設分割又は株式移転による設立の場合を含む。以下同じ。）においては、設立される会社の表示並びに発起人代表者又は代表者となる者の資格及び氏名を記載する（設立される会社の社印が確定していない場合は、押印を要しない。）。また、新設合併による設立の場合には、合併により消滅する会社についても、本店所在地、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載する。
- (注2) 登記申請人である会社の本店所在地及び商号を記載する。なお、会社の設立の場合には設立される会社の商号並びに代表者の資格及び氏名を記載する。
- (注3) 登記事項の内容を下記のとおり別紙1に表形式で記載する。なお、資本金、増加する資本金の額については、切り捨て等の省略をしてはならない。

| 登記事項の内容 (a) | 設立する会社の資本金の額又は増加する資本金の額（円） | | |
|----------------|----------------------------|--|---|
| | (b) | うち軽減の対象となる純増部分の資本金の額（円） ※3,000億円を上限とする (c) | (合併の場合のみ) うち軽減の対象となる消滅会社の合併直前における資本金の額（円） (d) |
| | | | |

(a) 登記事項の内容

次の例により記載する。

第1号の場合

〇〇株式会社、〇〇株式会社、〇〇株式会社及び〇〇株式会社の共同出資（出資比率は各社〇〇パーセント）による〇〇株式会社（本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇）の設立（又は資本金の額の増加（平成〇年〇月〇日の増資））

第2号の場合

- (1) 〇〇株式会社（資本金〇〇円、本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇）と〇〇株式会社（資本金〇〇円、本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇）の合併による〇〇株式会社（資本金〇〇円、本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇）の設立
- (2) 〇〇株式会社（資本金〇〇円、本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇）が〇〇株式会社（資本金〇〇円、本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇）を吸収合併し、存続会社である〇〇株式会社が新たに株式を発行すること（及び/又は、消滅会社の資本金繰り入れ）による資本金の額の増加（平成〇年〇月〇日の増資）

第3号の場合

- (1) 〇〇株式会社の新設分割による〇〇株式会社（資本金〇〇円、本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇）の設立
- (2) 〇〇株式会社（資本金〇〇円、本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇）からの吸収分割により〇〇株式会社（資本金〇〇円、本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇）

-) が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加（平成○年○月○日の増資）
- (b) 設立する会社の資本金の額又は増加する資本金の額 円
- (c) 純増部分の資本金のうち軽減の対象となる額については、租税特別措置法第 80 条第 3 項により軽減税率が適用される資本金の額の上限が 3,000 億円であることを踏まえ、下記の金額を記載する。

第 1 号の場合

設立する会社の資本金の額又は増加する資本金の額

第 2 号の場合

合併により消滅した会社の合併直前における資本金の額（消滅する会社が複数ある場合には、その資本金の合計額）に相当する額を超える部分

第 3 号の場合

分割により設立する会社の資本金の額又は増加する資本金の額

- (d) 第 2 号の場合にあっては、合併により消滅した会社の合併直前における資本金の額（消滅する会社が複数ある場合には、その資本金の合計額）を記載する。

(注 4) 次の例により記載する。

2 に記載する登記事項は、○第○○号により主務大臣の認定を受けた事業再編計画の○-○-○（※認定事業再編計画中当該登記事項が記載された箇所を記載する。例えば、2-(1)-②、2-(4)、別表 1 等）に記載されている。

(注 5) 登記申請人が既に認定事業再編計画内で行った登記事項について、登記年月日、登記事項の内容を下記のとおり別紙 2 に表形式で記載する。該当がない場合は「該当なし」と記載する。

| 登記年月日 (a) | 登記事項の内容 (b) | 設立する会社の資本金の額又は増加する資本金の額 (円) | |
|--------------|----------------|-----------------------------|-------------------------|
| | | (c) | うち純増部分の資本金の額 (円) (d) |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合計額（純増部分の登記） | | | |

(a) 登記年月日 年 月 日

(b) 登記事項の内容

次の例により記載する。

第 1 号の場合

○○株式会社、○○株式会社、○○株式会社及び○○株式会社の共同出資（出資比率は各社○○パーセント）による○○株式会社（本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）の設立（又は資本金の額の増加（平成○年○月○日の増資））

第 2 号の場合

(1) ○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）と○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）の合併による○○

株式会社（本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇）の設立

- (2) 〇〇株式会社（本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇）が〇〇株式会社（本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇）を吸収合併し、存続会社である〇〇株式会社が新たに株式を発行したこと（及び／又は、消滅会社の資本金繰り入れ）による資本金の額の増加（平成〇年〇月〇日の増資）

第3号の場合

- (1) 〇〇株式会社の新設分割による〇〇株式会社（本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇）の設立
- (2) 〇〇株式会社（資本金〇〇円、本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇）からの吸収分割により〇〇株式会社（本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇）が新たに株式を発行したことによる資本金の額の増加（平成〇年〇月〇日の増資）
- (c) 設立する会社の資本金の額又は増加する資本金の額 円
- (d) 純増部分の資本金の額

第1号の場合

設立した会社の資本金の額又は増加した資本金の額を記載する。

第2号の場合

合併により消滅した会社の合併直前における資本金の額に相当する額を超える部分を記載する。

第3号の場合

分割により設立する会社の資本金の額又は増加した資本金の額を記載する。

※会社の設立又は増資の登記については、租税特別措置法第 80 条第 3 項により軽減税率が適用される資本金の額の上限は 3,000 億円である。

(別添2)

様式第二

租税特別措置法適用証明申請書
(租税特別措置法第80条第3項第4号から第6号までに掲げる事項の場合)

年 月 日

主務大臣 名 殿

本 店
商 号
代表者の資格及び氏名

印 (注1)

下記事項が租税特別措置法第80条第3項第○号に該当するものであることにつき、同法施行規則第30条の2第5項の規定による証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 登記申請人

(1) 譲受人(登記権利者)

本店
商号

(2) 譲渡人(登記義務者)

本店
商号

2. 登記事項の内容

(注2)

3. 登記予定年月日

年 月 日

4. 租税特別措置法第80条第3項に規定する農業競争力強化支援法第18条第1項(変更の認定の場合には、農業競争力強化支援法第19条第1項)の認定年月日

年 月 日

5. 認定事業再編計画中登記事項の該当する箇所

(注3)

6. 移転不動産の表示(別紙)

(注4)

(奥書)

上記事項は、租税特別措置法第80条第3項第○号に該当するものであることを証明します。

番 号

年 月 日

主務大臣 名

印

(備考)

1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

(注1) 申請者である会社の本店所在地及び商号並びに代表者の資格及び氏名を記載し、押印する。
なお、会社の設立の場合（新設合併、新設分割又は株式移転による設立の場合を含む。以下同じ。）においては、設立される会社の表示並びに発起人代表者又は代表者となる者の資格及び氏名を記載する（設立される会社の社印が確定していない場合は、押印を要しない）。
また、新設合併による設立の場合には、合併により消滅する会社についても、本店所在地、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載する。

(注2) 次の例により、所有権の移転の原因及び年月日を具体的に記載する。

第4号の場合

- (1) ○○株式会社、○○株式会社、○○株式会社及び○○株式会社の共同出資による○○株式会社の設立（又は、資本金若しくは出資の額の増加）の場合における、平成○年○月○日に行われた
 { 現物出資 } 等による所有権移転
 { 売 買 }
- (2) 平成○年○月○日に行われた { 現物出資 } 等による所有権移転
 { 売 買 }

(注) 事業に必要な資産の譲受けの場合であって、法人の設立、資本金若しくは出資金の増加によらないもの場合のみ。

第5号の場合

- (1) ○○株式会社と○○株式会社の合併による○○株式会社の設立（又は資本金若しくは出資の額の増加）の場合における、平成○年○月○日に行われた合併等による所有権移転
- (2) ○○株式会社が○○株式会社を吸収合併し、存続会社である○○株式会社が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加の場合における、平成○年○月○日に行われた合併等による所有権移転

第6号の場合

- (1) ○○株式会社の新設分割による○○株式会社の設立（又は資本金若しくは出資の額の増加）の場合における、平成○年○月○日に行われた新設分割等による所有権移転
- (2) ○○株式会社からの吸収分割により○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加の場合における、平成○年○月○日に行われた分割等による所有権移転

(注3) 次の例により、認定事業再編計画中当該登記事項が記載された箇所を具体的に記載する。

2に記載する登記事項は、○第○○号により主務大臣の認定を受けた事業再編計画の○-○（※例えば、2-(7)、別表4等）に記載されている。

(注4) 別紙には、移転すべき不動産の表示を記載する。

- (1) 土地の場合 所在、地番、地目及び地積
- (2) 家屋の場合 所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

法務省民二第399号

平成29年8月15日

農林水産省大臣官房総括審議官 殿

法務省民事局長

租税特別措置法第80条第3項の規定に基づく登録免許税の軽減に係る証明書の様式について（回答）

本年7月28日付け29政第243号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。